

○生活保護法（抜粋）

（都道府県の負担）

第73条 都道府県は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- 1 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1
- 2 宿所提供施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1

○生活保護法施行細則（抜粋）

（保護費等負担金交付の申請）

第26条 市町長は、法第73条第1号および第2号の規定により保護費、保護施設事務費および委託事務費（以下「保護費等」という。）に係る県の負担金（以下「保護費等負担金」という。）の交付を受けようとするときは、保護費等負担金交付申請書（別記様式第70号）に当該保護費等に関する歳入歳出決算書を添えて、翌年度の6月10日までにこれを知事に提出しなければならない。